

○ 稲川土地改良区交際費執行基準

〔平成23年2月23日  
制 定〕

1 交際費執行における基本的な考え方

土地改良区は、土地改良法に基づいて設立される公法人で、性格的に極めて公共・公益性が強い団体であることから、土地改良区が行う事業については、土地改良法上、土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されているところである。

したがって、交際費の執行にあたっては、事業運営のために必要不可欠であると判断される場合で、社会通念上許容される最小限の範囲に限り執行するものとし、交際費という性格を踏まえ適正かつ厳正に取り扱うこととする。

2 交際費の執行範囲

(1) 交際費を執行できる役員等

交際費を執行できる役員等は次のとおりとする。

- ① 理事長
- ② 理事長が必要と認めた者（役員、職員等）
- ③ 懇談会への複数役員等の出席については、必要最小限に止めるよう務めること。

(2) 執行対象となる者（団体等を含む。）

- ① 土地改良区の事業運営と直接かつ密接な関係にある者
- ② 土地改良区の事業運営に顕著な功績があった者
- ③ 土地改良区と関係のある者で、災害、事故等にあった者
- ④ 理事長が特に必要と認める者

(3) 執行できる事項

交際費の執行が認められている事項は次のとおりとする。

- ① 懇談経費  
対外的な交渉や地域との交流を進めるうえで必要な懇談会等に参加するために必要な会費、寸志等とする。  
ただし、政治団体が主催する政経セミナー等のパーティー券等、政治家や後援会等によるパーティーのパーティー券購入は行うことができないこととする。
- ② 各種贈呈経費  
対外的な交渉や地域との交流を進めるうえで必要な香典、献花、見舞金品等とする。

(4) 執行の限度額

交際費の執行が認められる限度額は次のとおりとする。

- ① 懇談経費  
土地改良区以外が主催する懇談会に参加する場合で会費等の明示がない場合は1人当たり1万円を限度とする。
- ② 香典・献花  
香典にあつては1万円、献花にあつては2万円（消費税を含まない。）を限度とする。
- ③ 見舞金品  
入院・加療を要する疾病の場合とし、1万円を限度とする。

**3 交際費の執行における事務手続について**

交際費を執行する場合には、事前にその内容の適否について理事長の決裁を受けるものとし、支出命令書関係書類には、領収書の他に詳細な情報を記載したものを添付するものとする。

なお、性質上、領収書を徴収することが困難な場合には、会計細則の規定により会計課担当理事の支出証明書を添付することとする。

※ 詳細な情報の例

「懇談経費」・・・相手方からの通知文書、出席者氏名

「香典・献花、見舞金品」・・・誰に対するものか。土地改良区との関係

**4 協議**

本基準で判断しかねるなど執行に疑義が生じた場合には、理事長及び会計課担当理事が協議して決定するものとする。

**5 基準の見直し**

理事長及び会計課担当理事は、交際費執行に係る事務の一層の透明性及び適正化を図るため、執行状況を常に把握しておくとともに、理事会において適宜、見直しを行うこととする。

附 則

この執行基準は、平成23年4月1日から施行する。